

学校生活における
事故防止の留意点

Ⅳ 学校生活における事故防止の留意点

1 小学校における事故防止の留意点

兵庫教育大学大学院学校教育研究科
教授 西岡 伸紀

本項では、小学校における死亡・障害事故の状況を、休憩時、教科等などの場合別に概観し、特に障害事故については、衝突、転倒、転落などの事故発生時の「できごと」の状況を概要としてまとめた。さらに、概要を踏まえて基本的対策を述べ、場合別に事例を紹介し具体策を示した。

1 小学校における死亡・障害事故の概要

平成21年度には、死亡は16件（うち供花料支給4件）、障害は119件発生した。両件数は例年とほぼ同程度であった。

(1) 死亡

死亡を場合別にみると、通学中が半数近くを占め、次いで、教科等、特別活動（学校行事を含む）、休憩時間中が同程度であった（表1、図1の「死亡」を参照）。

死亡16件のうち、供花料支給の4件を除くと12件になるが、そのうちの10件は突然死によるものであった。突然死の占める割合は非常に高かった。また場合別にみると、各教科、学級活動、学校行事、休憩時の死亡は、全て突然死によるものであった（表1）。体育における事例を示す（21死-1）。ただし、表1からわかるように、死亡の発生は運動時に限ったものではない。

表1 場合別の死亡の発生件数

	場 合	全件数 ¹⁾	突然死 ²⁾
各教科	体育	2	2
	その他	1	1
学級活動	日常の清掃	2	2
学校行事	文化的行事	1	1
休憩時	休憩時間中	1	1
	始業前の特定時間中	2	2
通学中	登校中	3 (2)	1
	下校中	4 (2)	0

1) 通学中の()の数は、供花料支給の件数を示す。

2) 全件数中の突然死の件数を示す。

21死-1	小5年・男	心臓系突然死	保健体育
-------	-------	--------	------

ウォームアップのために体育館の周りを軽く走った。一周約85メートルを1周目はゆっくり走り、2周目はスキップで、3周目はサイドステップ（軽く跳ねながら蟹のように横に進んでいく運動）で自分のペースでゆっくり走った後、立ち止まって倒れた。救急車が到着するまで人工呼吸を行い、救急隊員はAED使用し救命処置を行ったが、同日死亡した。

突然死に次いで、交通事故死亡が多かった。それらは全て通学中に発生していた。また、供花料支給の4件はいずれも交通事故であった。事例としては、通学路歩行中に加えて、スクールバスや自宅の車を降りた後の事故、右折、左折した車による事故などであった（21供-4）。

21供-4	小2年・男	頭部外傷	下校中 徒歩
-------	-------	------	--------

スクールバスから降車後、反対車線側にある自宅に帰宅するため道路を横断中、本児童から見て左側から来た自動車にはねられ、道路に全身を強く打った。

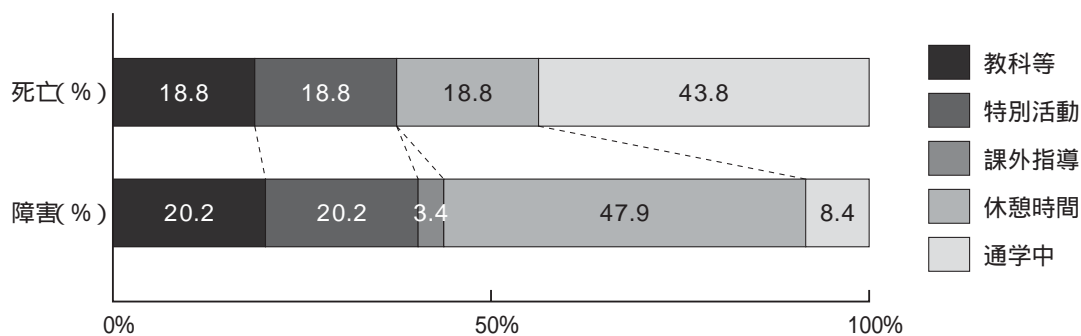
(2) 障害

障害発生状況の概要

障害件数は、死亡件数の10倍近く発生していた。また、死亡とはやや異なる様相を呈していた。

障害を場合別にみると、休憩時間が全体の半数近くを占め、教科等、特別活動（学校行事と合わせる）が各々全体の5分の1程度を占めた（図1の「障害」、表2を参照）。死亡事故では通学中の発生が多かったが、障害は休憩時に多く、通学中は少なかった。教科としては体育が大半を占めた（表2）。

図1 小学校における死亡・障害の場合別内訳（%）



死亡には、供花料支払いの場合を含む。

表2 小学校における障害事故の場合別発生状況 (件)

区 分		件 数
教 科 等	体育 (保健体育)	16
	図画工作 (美術)	2
	理科	1
	家庭 (技術・家庭)	1
	総合的な学習の時間	2
	自立活動	1
	その他の教科	1
	計	24
特 別 活 動	学級 (ホームルーム) 活動	3
	給食指導	2
	日常の清掃	4
	その他の学級活動	1
	児童 (生徒・学生) 会活動	1
	体育的クラブ活動	4
	計	15
学 校 行 事	その他儀式的行事	1
	運動会・体育祭	1
	その他健康安全・体育的行事	2
	遠足	2
	その他集団宿泊的行事	2
	その他	1
	計	9
課 外 指 導	体育的部活動	1
	文化的部活動	1
	その他	2
	計	4
休 憩 時	休憩時間中	23
	昼食時休憩時間中	15
	始業前の特定時間中	12
	授業終了後の特定時間中	7
	計	57
通 学 中	登校 (登園) 中	4
	下校 (降園) 中	6
	計	10
合 計		119

障害を発生させた「できごと」

事故防止では、事故の際に「何が起きているのか」、すなわち事故の「できごと」を把握することが有効である。そのために、障害の各事例について、表3に示すように、「人にぶつかる」などの6つの「できごと」のいずれにより発生しているのかを分析した。この場合の「できごと」は、昨年までの報告書の「事故原因」に当たる。「事故原因」は幅広い内容を含む印象があるため、ここではとりあえず、具体的な事柄である「できごと」を用いた。分類区分は、昨年度までの手順を参考にした。

表3 障害事件事例の分析に用いた「できごと」の区分

・人にぶつかる	・物にぶつかる
・落下する	・転倒する
・物などが当たる、はさまれる	・その他

分類では、一つの事例に複数の「できごと」がある場合には、複数を挙げた。例えば、下記事例の21障-5の場合、「できごと」は「転倒する」のみと判断されたが、21障-80の場合には、「人にぶつかる」と「物にぶつかる」の二つあると判断された。もっとも、これは、「物にぶつかる」のみとすることも一案である。そのような事情から、分類結果の件数は絶対的なものではなく、目安程度と考えていただきたい。

分類の仕方の例（下線部は筆者によるものである。）

21障-5	小2年・女	歯牙障害	保健体育
-------	-------	------	------

本児童は馬になった友達の背中の上に両手をついて跳び越そうとした時、手が滑りバランスを崩し体育館の床に転倒した。その際、歯を負傷（歯牙破折）した。

「できごと」は、「転倒する」と判断した。

21障-80	小3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	昼食時休憩時間中
--------	-------	--------------	----------

体育館で遊ぼうと急いで階段を下り、左折しようとしたとき、同じく体育館へ向かっていた友達とぶつかり、そのはずみで廊下に置いてあったトロフィー陳列棚のガラス戸へ右手を突き、ガラスが割れ、ガラスの破片で右前腕部を切る。

「できごと」は、「人にぶつかる」と「物にぶつかる」と判断した。

「できごと」の発生状況

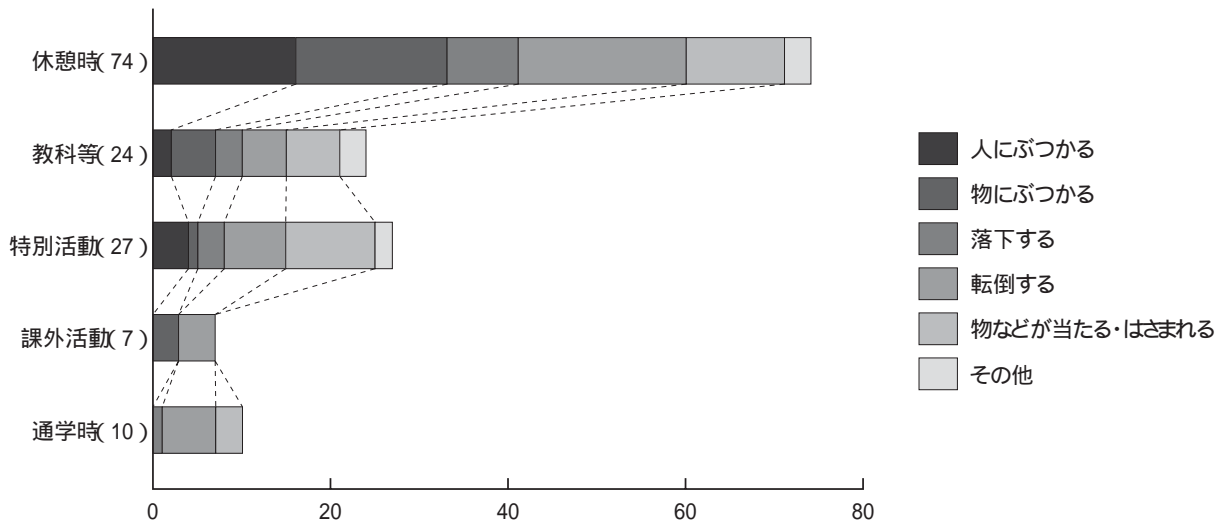
発生件数を場合別にみると、休憩時が圧倒的に多く、特別活動、教科が続いた（図3）。

次に、「できごと」の発生状況の内訳については、全体では、「転倒する」「物などが当たる、はさまれる」「人にぶつかる」「物にぶつかる」の順に多かった（図4）。

さらに、「できごと」の内訳を場合別に見てみる。内訳は、場合によって異なっていた（図4）。

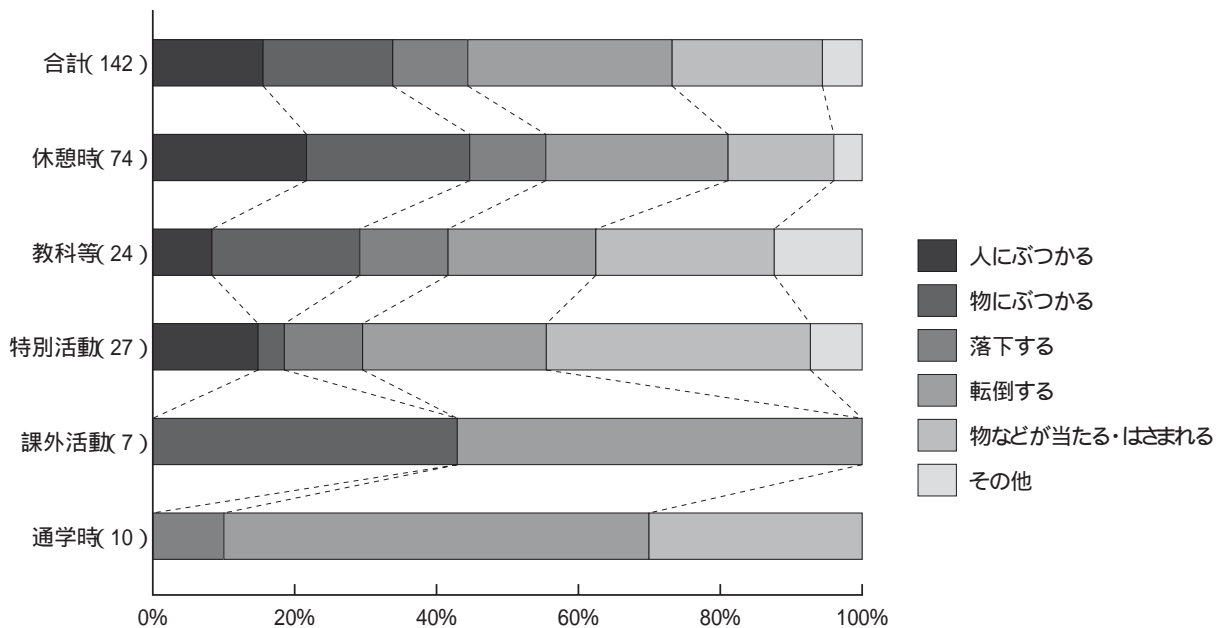
まず、休憩時では、「人にぶつかる」「物にぶつかる」「転倒する」の割合が多かく、特に「ぶつかる」が目立った。教科等では、休憩時に比べると、「物などが当たる、はさまれる」の割合が多くなり、「物にぶつかる」「転倒する」は同程度であり、「人にぶつかる」は少なかった。また、特別活動では、休憩時や教科等に比べ、「物などが当たる、はさまれる」の割合が多くなり、「物にぶつかる」は少なくなった。課外活動や通学時については、発生数が少ないため断定できないが、いずれも「転倒する」が目立った。

図2 障害事故発生時の「できごと」：場合別件数（件）



各場合の 内の数値は、発生件数を示す。

図3 障害事故発生時の「できごと」：場合別内訳（%）



各場合の 内の数値は、発生件数を示す。

2 死亡、障害事故の防止対策

(1) 突然死

日本スポーツ振興センターの突然死の扱いからわかるように、突然死は「予期せぬ内因性(病)死」であり、発生の予測が困難である。また、基礎疾患が事前に指摘されていないケースや原因が特定できないケースがある。けれども、対策は様々考えられる。文部科学省は、突然死予防策として、次の10か条を、「基本的な事項」「疾患のある(疑いのある)子どもに対する注意事項」「その他、日頃からの心がけ」に分けて挙げている。その中で、 は発生時の救

急及び緊急連絡体制（以下、救急等の体制とする）に関することである。危険等発生時対処要領等に救急等の体制や具体的対応を、AEDの使用を含めて明示し、かつ体制を有効に機能させるために、シミュレーションや訓練を行う必要がある。

表4 突然死予防の10か条

<p>基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校心臓検診（健康診断）と事後措置を確実にを行う 健康観察、健康相談を十分に行う 健康教育を充実し、体調が悪いときには、無理をしない、させない 運動時には、準備運動・整理運動を十分に行う <p>疾患のある（疑いのある）子どもに対する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた検査の受診、正しい治療、生活管理、経過観察をおこなう 学校生活管理指導表の指導区分を遵守し、それを守る 自己の病態を正しく理解する、理解させる 学校、家庭、主治医間で健康状態の情報を交換する <p>その他、日頃からの心がけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急に対する体制を整備し、充実する AEDの使用法を含む心肺蘇生法を教職員と生徒全員が習得する （学校における突然死予防必携（改訂版）、独立行政法人日本スポーツ振興センター、2011）

（2）交通事故

事例では、詳細な状況は把握できなく、車両側にも責任があると思われる。したがって、効果的な対策を示すことは難しいが、登下校の安全を含む交通安全教育を行うことは必要である。その際、事故事例等を参照したり、校区の通学路の危険箇所を挙げたりするなど、具体的に展開したい。

（3）障害の防止

安全に関する子どもたちの発達特性

障害については、死亡に比べて場面や「できごと」が多岐にわたる。したがって、安全管理と安全教育を一層関連付けて、組織的に行う必要がある。

その際、小学生の学校安全に関する発達段階の特性を踏まえたい。文部科学省の「学校安全参考資料」から、小学生の安全に関する発達段階の特性を抜粋して簡単に列挙した（表5）。

なお、同じ発達段階でも、特性には個人差あることに留意すべきである。

表5 小学生の安全に関する発達段階の特性（下記文献より抜粋、一部改編）

低学年

- ・環境の現実的側面に対する理解が進むが、危険を読み取る技能に未熟さが残る。
- ・見えるものに対しては危険と判断できるが、環境内に明確な危険が見えない場合は、安全だと判断してしまう。
- ・死角が存在する場面、因果関係または事象の展開により危険事態が発生するような場面（例えば、人とぶつかり、そのため机の角に顔をぶつけ、負傷するなど）に対する指導が必要である。
- ・できるだけ実際的な場面の中で、具体的な題材を用いて、知識及び行動の両側面について安全教育を実施する。
- ・学習経験を他の類似場面等に一般化する力が弱いので、場面ごとに一对一の対応関係で教育内容を提供しながら、学習経験を徐々に広げていく。

中学年

- ・普段身近な場所での危険については知識を持っているものの、十分な危険予測や判断の能力をもつに至らない。特に、未知の場所での危険予測や判断は難しい。
- ・普段経験することの少ない場所や状況における潜在的危険に関する指導が必要である。
- ・自分たちの生活空間と関連づけて安全・危険を考える「安全マップづくり」などが有効である。
- ・モデルとしての教師や保護者の影響は大きく、周囲の大人は行動で模範を示すことが必要である。

中学年から高学年

- ・仲間関係が強くなり、冒険心や仲間への同調行動からあえて危険を冒し、事故に遭うこともある。例えば、仲間の圧力（ピア・プレッシャー）にどう対処して行動するかという指導が必要になる。

（文部科学省、学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 改訂版、2010）

安全管理

小学生では、安全に関する能力の発達が十分とは言えないため、安全な環境を保持することが特に重要である。学校内の環境は変化するため、定期的安全点検に加えて日常の点検が必要である。例えば、下記の21障 - 24の事例の場合、事故の主な原因はシンバルの配置の仕方にあると考えられる。点検により、子どもたちの動線と物品の位置の関係を確認したり、設置場所を適切に選択したりする必要がある。

加えて、救急等の体制整備が必要である。というのは、事例の中には、子どもの行動や環境に大きな問題はないものの、事故が発生したと思われるものが複数見られたためである。これは、「障害の防止が不可能」としているわけではなく、事故が起こり得ることを想定して備える必要があることを述べているのである。防止を図ることは当然であるが、加えて、発生時や事後の対応も欠かせない。

21障-24	小5年・男	手指切断・機能障害	各教科
音楽室に到着した児童から、絨毯の上に並んで座っていた。その時、音楽室後方に置かれていたシンバルに男子が接触してしまい、シンバルが三脚ごと転倒し、絨毯の上に置かれていた本児童の右手薬指と小指に、当たり切れた。			

安全教育

危険な行動（ふざけた行動を含む）、不適切な場所での行動（教室での鬼ごっこ）などの防止には、安全管理では不十分である。防止のためには、子どもたちのルール遵守や自主的な安全行動が求められるが、それには安全教育が有効である。

小学生に対する安全教育では、具体性が必要である。小学生では人や物とぶつかることによる負傷が全体の3分の1以上を占めているので、衝突防止を例に指導内容を考えてみる。指導内容は、ルールを守ることに留まらない。それに加えて、例えば、学校においても様々な見えにくい箇所があること、そこから人が飛び出して来る可能性があること、ぶつかることによって大きなけがになることがあること、防止のためには、見えにくい場所では危険を予測して適切な行動をとることなどが考えられる。また、次のような事例（21障-72）を用いて、発生する事態を過程に沿って具体的に指導したり、それを踏まえて防止方法を指導したりすることが考えられる。

21障-72	小4年・女	外貌・露出部分の醜状障害	休憩時間
教室から出て廊下を歩いていたところへ、他の教室から遊びに行こうと飛び出した他の児童とぶつかってしまった。勢いよく突き飛ばされた拍子に廊下の角に頭をぶつけ、額から頭部にかけて切ってしまった。			

2 休憩時における事故防止

休憩時の障害発生件数は、既に述べたように「人にぶつかる」「物にぶつかる」「転倒」が多かった。休憩時間中の「遊具等での遊び」「鬼ごっこ・追かけっこ」などは、子どもたちの社会性や運動能力を高めるため推奨されるべきものである。しかし、遊びや運動も、行われる場によっては事故の危険性が高まる。通常は問題視されない教室の机や椅子、扉、廊下の壁や窓ガラス、遊具や運動用具などが傷害を引き起こす直接の原因となることがある（21障-57）。また、遊びに集中する、興奮する、競争心が働くなどのため、周囲の状況が見えにくくなると思われる（21障-86）。指導内容としては、遊びや運動として適切な場を選択したり、不適切な場を避けたりすること、場の環境の危険性が変わること（21障-97）、それらに関する決ま

りを守ることなどが考えられる。

21障-86	小5年・男	外貌・露出部分の醜状障害	運動場・校庭
鬼ごっこ遊びをしていて、誤って鉄棒のバーの部分に右眼を当てた。傷口は右眼下をくさび型に裂傷を負った。			
21障-57	小1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	昇降口・玄関
水を飲もうと小走りに校舎外へ出ようとした。その際、反対方向から校舎へ入ろうとした他の児童にぶつかり、その反動で出入り口の開放してあるドアの縁の角で前額を強打し負傷した。			
21障-97	小2年・女	外貌・露出部分の醜状障害	運動場・校庭
観察池の中の飛び石を渡って自分の靴箱へ行く途中、前夜からの雨で濡れて滑りやすくなっていた飛び石で滑って転び、池のふちの石で顔を打ち左瞼の上を裂傷した。			

安全管理も必要である。安全点検により危険箇所を明確にして改善する。次の事例では、卓球台のネジのゆるみが主因と考えられた (21障 - 109)。安全点検により、備品や用具等の設置場所や機能を点検したり、場合によっては修理したりする必要がある。さらに、移動などが困難な備品や施設には、傷害を小さくするために緩衝材を付けたり床に敷いたりすることが考えられる (朝礼台の角、運動用具の柱、校舎の柱の角、遊具の下など)。

21障-109	小6年・女	手指切断・機能障害	休憩時間
下校のため担任の合図で廊下に出ようとしたところ、ドアの前に卓球台が置いてあった。本児童は卓球台を押し動かしたが、卓球台の足にある高さを調節するネジが外れており、卓球台が突然床に倒れた。その際、卓球台の足に左小指の先端が挟まれ負傷した。			

3 教科等における事故防止

教科等では、「物にぶつかる」、「物に当たる、はさまれる」などの事故が多かった。

教科等の授業では、「楽しい」「わかる」「知的に興奮する」「実感する」などの目標がある。そのため、子どもも指導者も授業への意識を高めるわけであるが、その際にも、指導者は安全への配慮を忘れてはならない。子どもたちの行動の観察、授業環境や用具等の整備や状態などの確認を事前にあるいは授業中に随時行う。事例21障 - 6のように、運動エリアと窓が近い状況にあるならば、衝突が懸念される低い位置の窓ガラスだけでも飛散防止措置をとることも考えられる。また、技能や体格のレベルに合わせて指導内容を選択すること、子どもたちの技能等によりグループを編成すること、適宜個別指導を行うことなどが必要である (21障 - 7、21障 - 11)。

21障-6	小3年・女	外貌・露出部分の醜状障害	保健体育
コートの外に出たボールを追いかけていった時、滑って正座した形で左膝から、体育館下側の小窓につっこみガラスを割った。太腿にとがったガラスが刺さっているのに、ひき抜いてしまい、8cm大（深さ1.5cm）に切ってしまった。			
21障-7	小4年・女	視力・眼球運動障害	体育、運動場・校庭
ソフトボール投げの練習をしていた時である。投げ終わった後、ボールを拾おうとした時に他の児童が投げたボールが左眼に当たり、負傷した。			
21障-11	小3年・男	外貌・露出部分の醜状障害	スキー場
本児童は、ブルークボーゲンで滑り降りる指導を受けていた。停止できないまますべり降り、ロッジ横に置かれていたスキー立て（金属製）にぶつかり転倒した。その際に顔面をスキー立てに打ち負傷した。			

4 特別活動（学校行事を含む）

学校行事を含む特別活動では、「転倒」「物に当たる、はさまれる」が多かった。活動は多岐に渡るため、基本的には、安全管理により環境を安全に保つ（21障-29）、決まりを設ける、指導内容を適切なものにするなど行う。併せて、子どもたちに対して、危険箇所、活動の仕方や留意点（21障-51、21障-36）などの安全指導が必要となる。

なお、清掃時には、悪ふざけなどの危険な行動が複数見られた（21障-32）。清掃活動自体の充実を図るとともに、悪ふざけによる「できごと」の発生、その結果として起こる負傷を具体的に示すなどして、危険な行動の問題を理解させる必要がある。

21障-29	小6年・男	下肢切断・機能障害	給食指導
本児童はまだおかずが残っていたため食べていた。食べた後、給食当番が片付けに行ってしまったので、追いかけて教室を出た。そこに水の入ったバケツが置いてあり、まわりに水がこぼれていたため滑って転んでしまった。その時、右足が痛くて動かせなかった。			
21障-51	小6年・女	視力・眼球運動障害	課題指導
自然体験学習第1日目の夜の行事ナイトハイキングで自然遊歩道を歩いている途中、幅1m、深さ1mほどの水路のふちを歩き、右半身から足を踏み外して転落し、顔面を打った。			
21障-36	小5年・男	歯牙障害	体育的クラブ活動
校庭でソフトボールのゲームをしていた。前の打順の児童がボールを打ち、振り抜いたバットが打順を待っていた本児童の方に飛んで来て、口部に当たり負傷した。（待っていた場所は、白線で表示されていた。）			

21障-32	小6年・男	手指切断・機能障害	日常の清掃、便所
清掃場所である体育館の清掃をしていたが、途中でふざけて女子を追いかけ、トイレに逃げ込んだ女子を閉じ込めようと、本児童が思いきりドアを閉めたところ、右手中指をドアで挟んでしまい負傷した。			

5 通学路

通学路においては、危険な環境や危険な行動による「転倒」が多く見られた。事例を見ると、通学路には側溝などの事故に結びつやすい環境が多々あること、転倒等が容易に起こりうること、それが重大な結果となる場合があることなどに気づかされる（21障 - 110、21障 - 112）。また、子どもたちの自由度が高まるためか、危険な行動も見られる（21障 - 117）。通学路の危険な環境を改善するとともに、子どもたちには、事例等を用いて、危険な箇所を把握すること、周囲の環境にある程度以上の注意を払うこと、悪ふざけなどの危険な行動はとらないことなどの指導を具体的に行う必要がある。

21障-110	小2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	登校中
登校班で登校中、いつもより時間が遅くなったため走り、道路の凹凸につまずいて、顔を路面で強く打ち、左眉のところを深く切る。			

21障-112	小4年・男	外貌・露出部分の醜状障害	登校中
本児童は登校班の列に並び登校していた。後方を振り向き列に遅れない様に注意を促し、体制を元に戻そうとした。この時道路右側にある側溝に右足を誤って踏み外し転倒し、頭部（額部）を側溝の角で打ち打創した。			

21障-117	小4年・男	視力・眼球運動障害	下校中
下校途中、道路を歩いている時、同級生の一人が石を投げたところ、15メートルほど離れていた本児童の右目に当たってしまった。			

6 事故防止対策の総括

死亡・障害の事例を見ると、多様であり、可能性の大小はあるものの、いずれの学校でも起こりうるものであることがわかる。したがって、対策としては、極めてオーソドックスであるが、安全管理と安全教育を関連させて計画的に組織的に実施すること、危険等発生時対処要領に緊急事態発生時の対応を示し、そのシミュレーションや訓練を行うことが必要と考えられる。

その際、小学生の安全に関する発達特性を考慮すると、安全な環境を保持したり、環境を改善したりする安全管理が特に重要となる。一方、子どもたちの資質や能力を高めるため、安全教育も欠かせない。安全教育は、小学生の特性上、具体性を伴って展開したいものである。

また、事例の中には、本人の行動や環境に大きな問題がないものの、事故が発生している場合がある。そのためにも、教職員が応急手当の技能を身に付け、救急等の体制が機能できる状態にしておく必要がある。学校保健安全法にあるように、教職員の研修を学校安全計画に位置付けて実施し、危険等発生時対処要領の実効性を高めるべきである。

2 中学校における事故防止の留意点

東京学芸大学教育学部

教授 渡邊 正樹

(1) 学校生活における障害事故防止

教育活動中の事故

・ 体育活動中

表1 体育活動中における発生状況 (障害事故)

区 分		競技・種目等	件 数	
各教科	体育 (保健体育)	水 泳	1	
		陸上競技	短距離	1
			持久走・長距離	1
			走り高跳び	2
			走り幅跳び	1
		球 技	ドッジボール	2
			サッカー	3
			ソフトボール	3
			ハンドボール	1
			バレーボール	2
			バスケットボール	1
		バドミントン	3	
		その他	準備・整理運動	1
				計
学校行事	運動会・体育祭		5	
	競技大会・球技大会		2	
	計		7	
課外指導	体育的部活動	水 泳	1	
		体 操	鉄棒運動	1
			投てき	1
			陸上競技 (その他)	3
		球 技	サッカー	5
			テニス	6
			ソフトボール	5
			野球	17
			ハンドボール	2
			バレーボール	8
			バスケットボール	6
			バドミントン	3
		卓球	1	
		武 道	柔道	3
		計	62	

体育活動中の障害事故では、体育の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している (表1)。最も災害件数が多いのが課外指導における野球であり、これは昨年同様である。具体的には、顔面にボールが直撃し、その結果として視力・視野についての障害が、多く発生している。事故の背景としては、本人の未熟な技能のほか、練習の環境も関係

していると思われる。例えば事例186では、練習する場所の位置や練習計画を改善するなどによって事故防止が可能となると思われる。生徒の安全意識の向上や危険予測・回避能力の育成とともに、指導者の安全管理意識を高めることが必要である。

21障-187	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球
---------	-------	-----------	---------

バッティング練習の時に、少し離れた所でも同じように練習が行われていた。本生徒が投げた後、もう一組のバッターが打ったボールが右目に当たり、強い痛みを感じた。

21障-191	中2年・男	視力・眼球運動障害	課外指導 野球
---------	-------	-----------	---------

守備練習を行っていた。3塁ベース脇でノックを受けていた時、本生徒は捕球に失敗し右眼に当たった。

野球に次いで課外指導で障害事故が多いのが、バレーボールやバスケットボールである。他の選手との接触の多いスポーツであるため、衝突等による事故が多い。技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の危険性が高くなるため、競技中に予想される事故・災害についての理解を深めることが必要である。バレーボールでは設備（ポール）によるけがもみられる。施設・設備および用具の安全な使い方についての指導が必要である。

21障-202	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導 バレーボール
---------	-------	--------------	-------------

ネットを張る為に紐を巻いていたところ、強く巻き過ぎた為に紐が切れ、ボールが本生徒の前頭部に当たる。その拍子に後ろに倒れ、床に後頭部を強打する。

21障-212	中3年・男	歯牙障害	課外指導 バスケットボール
---------	-------	------	---------------

練習試合をしていた。相手チームの肘が生徒の口にあたった。口唇挫創し、歯牙亜脱臼・歯根破折・歯冠亀裂、歯冠破折した。

テニスやバドミントンでも設備や用具に起因する事故がみられる。施設・設備の安全管理とともに、用具等の安全な使い方について指導が必要である。

21障-173	中1年・女	手指切断・機能障害	課外指導 テニス
---------	-------	-----------	----------

部活動中、コート整備のため3人で急いでローラーを引いていた。その際、スピードが出て、勢いがついてしまい、ローラーの持ち手と支柱の間に右手を挟まれ小指を不全切断、薬指を裂傷してしまった。

保健体育の時間では、計22件の障害事故が発生している。共通した背景としては、小学校に比べ多様な競技・種目が行われるため、技術の未熟さに加え、競技自体のもつ危険について十分な知識を持っていないことも関係していると思われる。予測可能な事故が多いと思われるため、指導者は生徒の技能等を考慮した上で、事故の危険を意識しながら指導を進めることが必要であろう。

21障-122	中2年・男	上肢切断・機能障害	保健体育 走り高跳び
---------	-------	-----------	------------

陸上競技場で走り高跳びの練習をしていたところ、着地の際に肘を伸ばしたまま左手を着いて肘を骨折した。

21障-138	中3年・男	歯牙障害	保健体育 バドミントン
---------	-------	------	-------------

バドミントンのゲームをしていて、ペアの生徒がサーブを打った際、本生徒が近距離にいたため、サーブを打ち終わったラケットのフレームが歯に直撃し、前歯が折れた。

なお体育活動中では、競技そのものに起因しない事故も少なからず発生している。けんかや悪ふざけなどが原因で発生するものであり、競技の指導のみならず、生徒の日常の行為に注意を払い、適切な安全指導の実施が必要である。

21障-151	中3年・男	歯牙障害	学校行事 運動会
---------	-------	------	----------

棒倒しの練習中、退場する時に本生徒がクラスメートのズボンをずらし、それに怒ったクラスメートが本生徒の顔を右手で殴り、本生徒の下前歯が抜け口腔内が切れた。

・体育活動中以外

表2 体育活動中以外における発生状況

区 分		件 数
各 教 科	理科	1
	家庭（技術・家庭）	技術
	総合的な学習の時間	農業体験
	計	3
特 別 活 動	日常の清掃	1
	計	1
学 校 行 事	大掃除	2
	遠足	3
	その他集団宿泊的行事	1
	計	6
課 外 指 導	その他	進路フィールドワーク、資源回収
	計	2

保健体育以外の教育活動では、他教科や総合的な学習の時間での障害事故は少なかった。ただし技術で起きた1件は、今後も発生の危険性が高い典型的事例と考えられる。

21障-142	中2年・女	外貌・露出部分の醜状障害	技 術
---------	-------	--------------	-----

技術科の授業で、電気スタンドを製作していた。はんだごてを取ろうとしたところ、机の上に置いてあったはんだごてに左腕が触れてしまいやけどをした。

学校行事では大掃除や遠足で事故が発生している。遠足の事故3件のうち2件はやけどによるものである。

21障-156	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	学校行事 遠足
---------	-------	--------------	---------

炊事遠足が行われた際に、班でデザートのでんぐしを鉄板で焼いていたところ、本生徒は餡を鉄板から取ろうとしたときに、強風が吹き右腕にはりつき熱傷を受けた。

教育活動中以外

表3 教育活動中以外の発生状況

休 憩 時 間	休憩時間中		1 1
	昼食時休憩時間中		7
	始業前の特定時間中		2
	授業終了後の特定時間中		4
	計		2 4
通 学 中	登校中	自転車	6
	下校中	徒歩	5
		自転車	3
	通学に準ずるとき		1
	計		1 5

教育活動中以外での障害事故は休憩時間に数多く発生している。その多くが、「けんか」「遊び中」「ふざけ合い」が主な原因となっている。例年同様な原因による事故の発生件数も多く、常日頃から安全指導を推進することが大切である。

21障-229	中3年・男	視力・眼球運動障害	休憩時間
---------	-------	-----------	------

教室でクラスメイトとトラブルになり、顔面を数発殴られ、右顔面を左足で蹴られ、右目が痛くなった。

21障-227	中2年・男	歯牙障害	休憩時間
---------	-------	------	------

他生徒数名と鬼ごっこをして遊んでいたとき、教室の窓から外のひさしへ飛び降りようとして落下し、地面に落ちた。両手を骨折、頭・顔・骨盤を打撲、歯を骨折した。

通学中の障害事故15件のうち、自転車乗車中の事故が9件である。前方不注意や服装のような主体要因によって衝突・転倒して怪我が発生しているように、基本的な安全走行を心がけることで防ぐことができる事故が少なくない。中学生になると自転車通学が増加するので、特活などで自転車指導の時間を設けて確実に指導を行うべきであろう。

21障-249	中1年・女	上肢切断・機能障害	通学中
---------	-------	-----------	-----

部活動のため登校していた。歩道を生徒2人並んで自転車で走っていた。交差点に、歩道への車両進入防止用のポールが立っていたが、話に夢中になっていて、ポールに気がつかずにぶつかり、左側に転倒した。その時アスファルトに強く左手を打った。

21障-250	中3年・男	歯牙障害	通学中 登校中
---------	-------	------	---------

自転車のペダルにズボンの裾が絡まったため、足下に気を取られ、前に停車していた自動車にぶつかった。ぶつかった際、自動車の後部に上の前歯をぶつけ、歯牙破折及び脱臼した。

(2) 学校生活における死亡事故防止

教育活動中の事故

・ 体育活動中

表4 体育活動中における発生状況

区 分		死亡件数	突然死	
課 外 指 導	体育的部活動	サッカー部	1	1
		バスケットボール部	2	2
		柔道部	2	
合 計		5	3	

体育活動中の死亡事故は課外指導で5件発生しており、うち3件は突然死である。既往症のある生徒のみならず、すべての生徒に対して保健管理・指導を行うことはもちろん、特に体育活動においては当日の健康状態に十分な注意を払う必要がある。突然死以外の2件はいずれも柔道部で発生しており、頭部外傷による死亡事故である。

21死-17	中3年・男	心臓系突然死	課外指導 バスケットボール
--------	-------	--------	---------------

準備運動後、ゲーム形式の練習を交代に行っていた。突然、本生徒がバスケットゴール下で倒れた。すぐに駆け寄り、呼吸・脈拍を確認したが、心肺とも停止の状態であった。救急車を要請しその間に人工呼吸、心臓マッサージを行い、救急隊員とともにAEDを使用した。病院で治療を受けたが、同日死亡した。

21死-19	中1年・男	頭部外傷	課外指導 柔道
--------	-------	------	---------

部活動で、乱取りの練習中、本生徒が大外刈りをかけ、顧問に返し技をかけられた後、意識不明となり容体が急変する。病院に運ばれ、手術を受け治療を受けたが、後日死亡した。

・ 体育活動中以外

表5 体育活動中以外における発生状況

区 分		死亡件数	突然死
各 教 科	その他の教科	1	
学 校 行 事	文化的行事	1	1
合 計		2	1

体育活動以外の死亡事故も、2件中1件が突然死であり、もう1件が窒息（溺死以外）である。

教育活動中以外

表6 教育活動中以外の発生状況

区 分		死亡件数
休 憩 時 間	昼食時休憩時間中	1
	授業終了後の特定時間中	2
通 学 中	登校中	3
合 計		6

教育活動中以外の死亡事故では、転落死による死亡事例が6件中5件を占めている。事例20のように、窓に転落防止柵や手すりを設けることで防止が可能な事故もある。確実な安全管理が必要である。通学中の事故事例25のような事故を防止するためには、生徒の危険予測能力の育成が欠かせない。

21死-20	中1年・男	頭部外傷	休憩時間
--------	-------	------	------

校舎5階教室より1階に転落し、血を流しうつ伏せに近い形で倒れていた。教室内の窓近くにある台（高さ75cm幅84cm）の上に登り、カーテンと窓の間に隠れるなどしているうちに窓から誤って転落した可能性が高いとのことであった。すぐに、胸骨圧迫等の救急処置を行い、救急車を要請し、病院に運ばれたが死亡した。

21死-25	中2年・男	頭部外傷	通学中 登校中
--------	-------	------	---------

本生徒は、部活動へ向かうため、遮断機のない鉄道の踏切を自転車で横断しようとしたところ、左方から来た電車に衝突し、頭部を強く打ちつけた。救急車で搬送されたが、同日死亡した。

(3) 供花料支給事故の防止

供花料が支給されるのは、学校の管理下で発生した死亡事故のうち、第三者から損害賠償等を受けた事故である。

表7 供花料支給事故の発生状況

区 分			計
課 外 指 導	体育的部活動	ハンドボール	1
		武道（柔道部）	1
通 学 中	登校中		6
	下校中		1
合 計			9

9件中7件が通学中の事故であり、うち6件は自転車走行中に発生している。

21供-11	中2年・女	全身打撲	通学中 登校中
--------	-------	------	---------

朝練習参加のため道の左端を自転車で一列で走行していた。そこに対向車線走行の2tトラックが中央線を越え、ノーブレーキのままぶつかった。トラックに巻き込まれ側溝にはまり全身を強打した。

(4) 総括

中学生における障害事故、死亡事故、供花料支給事故のいずれも、例年の発生傾向と大きく変わるものではない。体育活動においては、特に課外指導（運動部）における事故発生件数が高い。中学校に入って始める競技等のため、技術の未熟さ（例えばボールが顔面を直撃するなど）や、個人差によって生じていると思われる事故が目立つが、練習場所の改善によって防げると考えられる事故も少なくない。指導者は技能の個人差を念頭においた技術指導はもちろんのこと、想定しうる事故の防止のための安全指導にも十分注意を払うべきであろう。もちろん事故発生の背景には、体育施設・設備のもつ危険性（ハザード）への対処が不十分である場合もあり、学校による安全管理の徹底が求められる。

また中学生の障害事故では、けんかやふざけ合いが原因となって発生している事故も少なくない。日頃の指導を通じて、問題行動等への対策の充実も必要である。

3 高等学校・高等専門学校における事故防止の留意点

東京女子体育大学体育学部

教授 戸田 芳雄

本項は、学校管理下の高等学校・高等専門学校における障害や死亡等の現状と事故防止に関する留意点について述べる。

(1) 学校生活における死亡事故防止

教育活動中の事故

・体育活動中 19件

表1 体育活動中における死亡事故の状況

教科名等	種 目 等	件 数	備 考
保健体育	水泳、サッカー	3	水泳整理運動1（突然死：大血管系）。サッカーのゲーム中1（熱中症）保健室で休養中室外で転落1。
特別活動	学校行事・競歩大会	3	新体力テスト準備運動中及び競歩大会で倒れ突然死（大血管系）2、集団宿泊的行事で海水浴中に溺死1。
課外指導	サッカー	2	ランニング中の突然死（心臓系）1、練習中に倒れる突然死（中枢神経系）1
	ラグビー	1	ゲーム中ラック後に倒れる（頭部外傷）1
	テニス	1	ランニング中の突然死（心臓系）1
	武道（柔道、剣道）	3	柔道の乱取り中頭部外傷1、合宿練習後に嘔吐、頭部外傷1。剣道の練習後に倒れ熱中症1。
	自転車	1	市道走行中に乗用車に衝突（内臓損傷）1
	バスケットボール	1	マネージャーがユニフォーム畳んでいる途中で倒れ突然死（中枢神経系）1
	野球	4	練習中に打球を受け頭部外傷2、ランニング中に倒れ突然死（心臓系）1、練習終了し帰宅直後に熱中症で倒れる1。
	小 計	13	
	合 計	19	

体育活動中の死亡事故は、19件で昨年より5件増加している。体育活動のうち教科（保健体育科）における死亡事故は水泳後の突然死（心臓系）、サッカーゲーム時の熱中症、保健室休憩中の転落で計3件である。学校行事では、新体力テスト、競歩大会で計2件の突然死（大血管系）と集団宿泊的行事で海水浴中に溺死の計3件である。心臓に疾患をもつ生徒だけではなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては、準備運動を十分行うとともに、当日運動開始前および運動中、運動後の健康状態の変調等を観察し、異状が見られた場合は、学校医に救急処置を依頼したり、救急車等ですぐ受信させたりするなど迅速な対応が必要である。

課外指導では13件発生しているが、5件が突然死（心臓系3件、2件が中枢神経系）である。

その他にも、近年、目立ってきているのが熱中症で2件発生している。これらの事故を防止するには、指導者やマネージャー等が選手の健康観察を丁寧かつ継続的に行うとともに、症状の重篤化を防ぐには、本人による活動前、活動中、活動終了直後の体調把握と変調が見つかった場合の迅速な対応や申し出ができるような部活動経営体制を確立しておく必要がある。また、本センターで発刊している「突然死予防必携」(23年改訂)及び「熱中症を予防しよう」(文部科学省、スポーツ振興センターHP掲載)等も参考とし、指導と管理に力を入れる必要がある。

・ 体育的活動中以外での事故 2件

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
各教科	体育以外の教科	1	授業中に突然倒れる突然死(心臓系) 1
特別活動	ホームルーム活動	1	教壇にいたところ床に座り込む突然死(中枢神経系) 1
合計		2	

体育的活動中以外での死亡事故は、2件であり、いずれも突然死(心臓系)である。

それぞれ、予見が非常に難しいケースであるが、教師や指導者は、このような事例を参考として、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、丁寧かつ慎重な観察、環境及び生徒の状況(疲労や行動、健康状態)の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。特に、今回の事故には含まれていないが、毎年のように修学旅行での溺死や文化祭、体育祭等の準備中の転落や負傷事故などが起こっており、校内外における学校行事等の実施に当たっては、恒例の行事であっても必ず事前調査や危険の有無を検討し、必要な対策を講じておくことが必要であることは言うまでもない。

特に、直接準備作業とは関連のない休憩中などに重大な事故が起こっていることに留意し、作業以外の安全に関する注意を促すことも必要である。

教育活動中以外での事故

・ 休憩時間等の事故 4件

表3 教育活動中以外での発生状況

場合別	件数	備考
休憩時間	3	期末テスト休憩中、休憩中、登校直後保健室で倒れる(いずれも心臓系突然死) 3
寄宿舍にあるとき	1	夕食後の自由時間に清掃中、窓から転落死 1
合計	4	

休憩時間に発生した3件は、いずれも突然死(心臓系)である。外に、寄宿舍での転落1件

である。これらの事故防止のためには、教師は単に危険な行為をそのたびに指摘するだけでなく、ホームルーム等での安全教育を通じて、学校生活での危険を予測させたり、回避の方法を考えさせたり、自分や他の者のどのような行動が大きな災害を招くかを気づかせたりするような指導を行うことが重要である。

また、寄宿舍での転落が1件である。一昨年には、寄宿舍で体調不良で休んでいた生徒の突然死も発生している。このような事故の防止には、日頃から寮関係者等が様子を観察・把握したり、家庭と連絡を密にしたりしながら、養護教諭やホームルーム担任等が連携した生徒の心の健康に関するケアや相談活動などを充実するとともに、早期に異状を発見し必要な生徒に専門機関への相談や医療機関への受診等をすすめることも必要となる場合があるものと考えられる。

通学中の事故 6件

表4 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登校中	自転車	1	意識を失って倒れ、発見される。突然死（心臓系）
	徒歩	1	踏切で遮断機をくぐり、横断して列車にはねられる。
下校中	徒歩	2	二輪車と衝突1。早退し下校中、橋から転落。溺死1
	原動機付自転車	1	市道で転倒し、塀に衝突。頭部外傷
	その他	1	電車内で意識不明。突然死（心臓系）
合 計		6	

通学中の死亡事故6件のうち、2件が鉄道にかかわる事故で、1件が突然死（心臓系）である。その外に転倒・転落などによる死亡となっている。予測が困難と思われるが、家庭や地域とも連携し通学中の安全確保を図るとともに、交通事故・踏切事故はよそ見や思い込みを廃し、危険を予測し、慎重な運転・通行等によって防げる事故がほとんどである。計画的な安全教育によって、危険を予測し、回避するため、安全な交通の仕方等を生徒に徹底する必要がある。

また、日頃から、駅構内やホーム、踏切の安全、登下校中の安全について幅広く注意を促すとともに、各学校が連携したり、交通指導員、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、防犯も含めて安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。ひやり、はっと体験などを題材に、生徒の身近な体験を通じた危険予測学習などを展開することも有効であると考えられる。加えて、体調の不良にも注意したい。

(2) 供花料支給対象の死亡事故の防止

・ 供花料を支給した事故 33件

表5 供花料支給対象死亡事故の発生状況

場 合	内容等	件 数	備 考
休憩時間等	早朝練習時	1	窒息死1(自殺)
課外指導	バレーボール部	1	合宿で(4泊5日の3日目)練習中に倒れる。初め熱中症の診断、その後外因性脳内出血判明。(頭部外傷)
	柔道部	1	部活動終了後に部室で休養、死亡後に発見。(頭部外傷)
	自転車部	1	ロードで練習中、道路脇に転落。(全身打撲)
	補習	1	補習のため投稿、出席せず、教室で発見(自殺)
特別活動	学校行事	1	大掃除中に転落
登校中	徒歩	1	横断歩道を横断中に乗用車にはねられる。頭部外傷
	自転車	8	交通事故(トラックと衝突5、乗用車と衝突2、他。そのうち交差点での衝突4)。
	原付・二輪車	3	交通事故(交差点で車と衝突)3
	鉄道	2	踏切事故1、ホームで列車に接触1。
下校中	徒歩	1	交通事故(歩行中)1
	自転車	8	交通事故(交差点での衝突4)他
	原付・二輪車	3	交通事故(自動車と接触)3
通学に準じるとき	自転車	1	練習試合後に帰宅途中、乗用車に衝突。
合 計		33	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校管理下の死亡事故は、33件である。そのうち、道路交通事故が最も多く27件である。その他に、今年も転落、頭部外傷、自殺(やその疑いがある)と見られるものがある。

道路交通事故では、トラックや乗用車との衝突、横断中又は交差点での事故であり、特に自転車の事故が17件と目立っている。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習、通学路の交通安全マップ作成等を行い、登下校中の安全について注意を促すとともに、生徒会での自主的な活動を推進したり、各学校が連携したり、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、安全点検や実地の指導を行うなど事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また、近年、いじめ等による生徒等の自殺が発生しており、その傾向が供花料支給状況からも感じられる。学校や教育委員会等では、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流(人間関係)を深めておく必要がある。

(3) 学校生活における障害事故防止

教育活動中の事故

・ 体育活動中 117件

表6 体育活動中における発生状況

教科名等	種 目 等	件 数	備 考
保健体育	サッカー	4	ボールが目当たる4
	バスケットボール	1	ドリブルで転倒、床に顔面を強打。
	ソフトボール	3	バットが顔に当たる2、捕球時衝突1
	武道(柔道)	5	試合・乱取り2、背負い投げをかけられ2、寝技1
	テニス	1	ネットの支柱に顔面強打
	陸上競技	2	持久走・長距離走2
	器械体操	1	マット運動
	ラグビー	1	他の生徒の額に歯を強打
	小 計	18	
総合的な学習の時間	スケート実習	1	転倒
特別活動	学校行事	4	体育祭3、球技大会等1
課外指導	陸上	2	ハードルで転倒1、走り高跳びで着地失敗1
	野球	45	ボールが当たる30、バットが当たる4、自打球が当たる5他(歯牙障害、視力障害16)
	サッカー	11	人との接触・衝突5、ボールが当たる4他
	ボクシング	2	スパーリング2
	ラグビー	7	スクラム、タックル、モール等での接触・衝突7
	バスケットボール	6	人との接触・衝突5他
	ソフトボール	2	ボールが顔面に当たる
	テニス	2	部室扉に手を挟む。ミーティング中倒れる。
	武道	8	柔道6(乱取り・試合で強打4)、剣道1(転倒)、空手1(試合形式)、拳法1(試合形式、翌日倒れる)
	バレーボール	5	ネット巻き上げ器の不具合1、人との接触1、転倒2他
	バドミントン	2	シャトルが目にあたる。試合後に異状
	自転車競技	1	スピード練習時に転倒1
	器械体操	1	トランポリンでマットに落下1。
	新体操	1	新体操1。
	その他	1	講習会でのふざけ
	小 計	96	
合 計		119	

体育活動中の障害事故は、119件で、昨年より20件減少している。その内訳は、課外指導が96件と最も多く、保健体育科が18件と次いでいる。その他に、特別活動4件である。

保健体育科では、球技実施時に事故が多く発生しており、武道、陸上競技等でも発生している。

特別活動では、体育祭と球技大会の学校行事での事故が発生している。

課外活動で、最も事故が多いのが野球である。その内容をみると、主に自分の技術の未熟さや行動による事故(主として、自分自身の行動等に原因があるもの)、主に外の生徒の行動や施設・用具等にかかわる事故(主として他人や環境等に原因があるもの)、イレギュラーした

ボールの捕球失敗などどちらとも判断しにくい事故となっている。

前者ではボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故がみられる。後者では他者の投げた（打った）予期せぬ球やバットに当たる、自分の練習相手以外の方から球が飛びだしてきて当たる、必要な注意を向けていないことなどがある。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声をかける、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し、改善しておくなどの基本的な危険回避を行うことがまず必要である。

また、安全点検、注意事項の掲示、部活動日誌への記録や声掛けなどにより、毎日の練習時など日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種目に応じた注意事項や練習方法の確認、健康管理や安全確保に必要なものの準備など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう部活動構成員全体で具体的に指導することが大切である。なお、歯牙障害が23件と4割を超えている。

ソフトボールでは、2件発生し、打球が当たったの負傷が発生しており、野球と同様のケースが予測できる。打者やノック者の注意を喚起するとともに、声掛け、周囲の生徒の位置に問題がないか等、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

サッカーの事故が、11件あり、球技では野球に次いで事故件数が多い。サッカーではボールや他と接触・衝突し顔面を直撃して、11件中、他者との衝突・接触が5件。歯・口が4件と目の負傷が5件発生している。サッカーでは他者の至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

ラグビー及びバスケットボールの事故は6件と野球、サッカーに次いで多く発生しているが、いずれも激しい身体接触が原因での事故であり、顔面を強打し、神経に関わる障害が目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。ラグビー、ハンドボール等も他の選手と接触することが多いため、同様に対応することが必要である。

バレーボールでは5件、他者との接触転倒、ネット巻上器の不具合による事故など発生している。今回はなかったが、過去にレシーブのためコート近くの近くにある用具と衝突したという事例もある。練習や試合においては、技能練習の他にコート周辺に不要な物や事故の原因となる物品を置かないように注意する必要がある。もちろん施設設備自体の安全管理の徹底もいうまでもない。

テニスでは、部室扉への指挟み、突然の転倒など2件である。素振りの練習などでは他の部員と距離をとるなど練習時の安全指導はもちろん、日ごろの練習時以外の安全指導も大切である。

球技以外の種目では以下のような事故が発生している。

器械体操でトランポリンから落下、自転車競技での転倒、ボクシングでの強打による歯牙障

害などの事故がある。

武道では、柔道で6件、試合や乱取り中、受け身の失敗等での精神神経障害が目立っている。剣道では、活動終了後の出血、空手では練習時の突きにより翌日に倒れての神経障害などがある。

運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、他の種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等で確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

なお、昨年までも含めて練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、トラブル・けんかによる事故、応援中に発生する事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が自他の安全に留意して行動することを機会ごとに指導する必要がある。

また、全体をとおしての際だった特徴を挙げると、体育活動中の障害事故119件の内、歯・口の負傷による障害40件、顔面打撲等による眼の障害事故が30件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が19件で、併せて約7割を占める。なお、体育活動以外・教育活動以外でも、歯・口の障害事故が11件、眼の障害事故が3件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が6件加わる。近年、この傾向が続いている。特に、大きな割合の歯牙障害を減少させることは、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

特に、本センターでは、研究指定校での研究等を元に、「学校管理下における歯・口のけがの防止必携」を発刊するとともに、20、21年度の2カ年にわたって実施した「課外指導における事故防止対策の調査研究」の貴重なデータや取組を参考にするとともに、歯・口の障害防止策と安全教育の教材の一つとしてマウスガードの着用が効果的と考えられる。学校歯科医の指導の元、野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動において着用を検討してみたらどうだろうか。

・体育活動中以外 10件

表7 体育活動中以外における発生状況

教科名等		活動名等	件数	備考
総合的な学習の時間		凧づくり	1	竹ひご作成中にカッター指を切った。
家庭科		調理実習	1	蒸しカステラ調理中に、蒸し器の熱湯がかかり、下肢を火傷。下肢醜状
理科		器具の使い方のテスト	1	ガラスの試験管が割れ、小指に刺さり、手指機能障害
工業		ものづくり授業	1	バンドソーで右手指欠損。
その他の教科		体育以外の授業	1	ふざけてカミソリで顔の皮膚を切られた
特別活動	学校行事	文化祭	1	ふざけてスポットライトを当てられ、視力障害
		集団宿泊的行事	3	転落2（精神神経障害）。階段で転倒1、スキー実習中に人と衝突1（歯牙傷害）。
		大掃除	1	雑巾がけをしていて、床に顔面を強打。歯牙傷害
合計			10	

体育活動以外では10件の事故が報告されている。

その中でも、実習に関わる事故が5件発生している。実習には多くの危険性が想定されるが、教師の事前指導や作業中の指導・指示を徹底するなどの安全指導が重要である。さらに、移動中や作業を離脱し遊んでいる事故も考えられることから、教師の監督を徹底する必要がある。

また、今年度は発生しなかったが、企業でのインターンシップ中における事故は今後も予想されるものである。校外における学習においては十分な安全管理・指導を行う必要がある。

教育活動中以外の事故

・休憩時間等 17件

表8 教育活動中以外の発生状況

場合	活動	件数	備考
休憩時間	休憩時	10	ボールなど物が当たる5。衝突・転倒4他
	昼休み	6	ボールなど物が当たる3。人の手などがぶつかる・挟まる2。他
寄宿舍にあるとき		1	
合計		17	

教育活動中以外の事故は、主に休憩時間で発生している。運動遊びや作業、移動中の事故が発生している。その他には、友達とのトラブル、ふざけなどによるものも起こっている。

このような事故を防ぐためには、様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分な理解させる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育を計画的に進める必要がある。

生徒同士のトラブルなどによる事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

通学中の事故

・通学中の事故 23件

表9 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登校中	自転車	11	転倒6、衝突3
	原付・二輪	2	転倒1、乗用車に追突1。
下校中	徒歩	1	遊びで傘が当たる
	自転車	7	衝突3（壁、塀、ポール）。転倒4
	原付・二輪	1	ポールに衝突
通学に準ずるとき	自転車	1	消灯しようとして、前輪に足を巻き込まれ、転倒
合 計		23	

通学中の障害事故は、23件（登校中13件、下校中9件、通学に準ずるとき1件）発生している。うち19件とほとんどが自転車乗車中の事故である。例えば、下り坂でスピードの出しすぎや前方不注意での衝突（壁、塀、ポール）や転倒・転落、バランスを崩しての転倒というような様々な事故が発生している。

昨年は、それ以外に、歩行中の心臓発作、原動機付自転車でのカーブでの転倒などもある。既に述べたように、自転車や原動機付自転車などの安全な利用に関する実技指導などを行うことで防ぐことができる事故が多いと考えられる。高等学校・高等専門学校では自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もある中、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら実習や危険予測学習などを実施し、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて、事例などを元に具体的に指導する必要がある。

4 特別支援学校における事故防止の留意点

東京女子体育大学体育学部

教授 戸田 芳雄

特別支援学校では死亡事故が5件（小2件、高3件）発生しており、障害事故が8件（小2件、中1件、高5件）発生している。なお、供花料支給対象の死亡事故が、1件発生している。運動後に突然倒れたり、体調の変調や持病があるなどで突然倒れたり、発作を起こしたりして死亡する事故が発生しており、その際のいっそう迅速な救急対応が求められる。できるだけ教師や支援者などの注意と見守りで重篤化を防ぎたい事故である。常に努力しているように、障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容、体の柔軟性やバランス感覚（姿勢保持力など）に配慮し、できるだけ行動や危険を予測しながら安全に十分配慮して指導・支援に当たる必要がある。

また、障害がのこる事故では、学習中の転倒・転落による歯や口の負傷、自転車のチェーン部で手指を欠損する事故などが発生している。活動や支援の場は転落の危険の無い所を選ぶ、機械・器具用具を使用するときの子どもの指先・足先の位置を把握する、校外行事の移動などでできるだけ目を離さない、周囲の器具・柱・柵等をマット等で防護するなどの対策も考慮する必要がある。特に、今回は、トイレトレーニングでの転倒事故が2件発生している。指導者の直接の監視がしにくい状況などもあり、自力で支えるための手すり等の設置など転倒防止の環境的な支援をすることなども考えられる。

また、日頃から保護者の送迎における交通安全など交通安全の啓発につとめたい。

表1 特別支援学校での死亡見舞金支給状況

教科等	活動名等	件数	校種	備考
保健体育	持久走	1	高3	10分間走の途中で倒れ、突然死（心臓系）
特別活動	学校行事（運動会）	1	高1	閉会式後に嘔吐。突然死（中枢神経系）
休憩時間	昼食時休憩時間中	1	小1	昼食摂食後に、変調。突然死（心臓系）
寄宿舎にあるとき	就寝時	1	小4	就寝時に、異状。窒息死
技能連携授業中		1	高3	就寝時に異変。突然死（中枢神経系）
合	計	5		

表2 特別支援学校での障害見舞金の支給状況

教科名等	活動名等	件数	校種	備考
保健体育科	持久走	1	高3	持久走後に、てんかん発作で転倒。歯槽骨骨折
農業	販売実習	1	高1	椅子から転落。精神神経障害
自立活動	自由遊び	3	小5	自転車のチェーン部で、手指欠損
	トイレトレーニング		高1	トイレトレーニングで転倒。歯牙破折、脱臼。
	トイレトレーニング		高2	トイレトレーニングで転倒。咀嚼機能障害
その他の教科	校外学習	1	小6	歩行中に転倒。歯牙障害
特別活動	学級活動	1	中3	昼食後の帰りの会中に車椅子で教室を離れ、階段で転倒。歯牙障害
課外指導	ソフトボール	1	高2	補球ミスにより、負傷。手指機能障害
合計		8		

表3 特別支援学校での供花料の支給状況

場合	内容等	件数	校種	備考
通学に準ずるとき	乗用車同乗中	1	高3	母親の乗用車に同乗し、寄宿舍から自宅に向かう途中で交通事故。内臓損傷により、死亡。

5 幼稚園・保育所における事故防止の留意点

福岡大学

講師 小柳 康子

平成16年～21年度迄の6年間の幼稚園・保育所における障害は合計170件発生しており、多いものから順に「外貌露出部分の醜状障害」(69.1%)、「視力眼球運動障害」(9.6%)、「手指切断・機能障害」(9.0%)であった。このうち平成21年度の幼稚園保育所における災害(負傷・疾病)の発生率は、幼稚園1.64%、(前年度1.82%、前々年度2.00%)、保育所1.96%(前年度2.16%、前々年度2.24%)で、幼稚園・保育所ともに減少傾向にある。とはいえ、乳幼児期に発生が多い外貌や視力、運動機能に関連する重度の障害事故は、その後の子どもの心身の発達に大きな影響を与える。何より予防に留意するとともに、もしもこのような事故に遭遇した場合には、適切に処置して悪化を最小限に抑える必要がある。

そのためにも、平成21に発生した幼稚園・保育所の事故の事例を参考に、保育者は乳幼児の事故の起こりやすい事故の状況について理解し、もしもの時に備えた事故対応や情報伝達についての体制を整えておきたい。

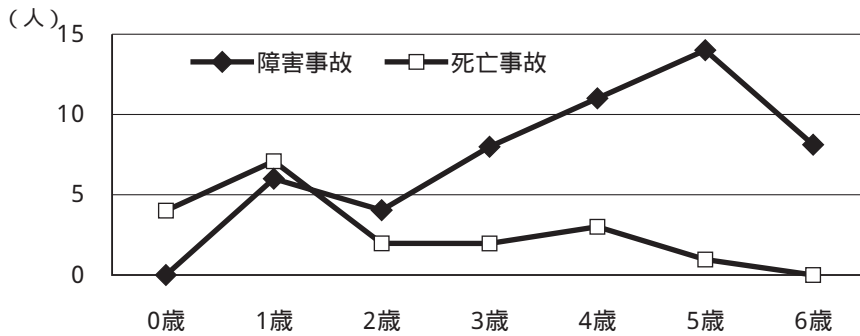
1. 死亡の事例と予防

平成16年～21年度迄の6年間の幼稚園・保育所における死亡事故は、合計37件発生している。多い順に、突然死62.2%、溺死13.5%、窒息死10.8%であった。平成21年度は、幼稚園での死亡事故はみられず、保育所において7件(突然死6・溺死1)が発生した。

表1 平成21年度年齢別・性別の障害・死亡事故の発生件数(単位:N)

	障害事故				死亡事故			
	幼稚園		保育所		幼稚園		保育所	
	平成21	前年度	平成21	前年度	平成21	前年度	平成21	前年度
0歳	-	-	0	0	-	-	2	2
1歳	-	-	2	4	-	-	3	4
2歳	-	-	2	2	-	-	1	1
3歳	1	2	2	3		1		1
4歳	2	1	5	3				3
5歳	4	3	4	3			1	
6歳	1	1	1	5				
男	5	5	6	8			3	8
女	3	2	10	12		1	4	3

図1 平成21年度における乳幼児期の年齢別の障害・死亡事故の発生件数（単位：N）



発生に男女差はみられない（表1）。しかし、図1のように、発生には年齢の差が有意に見られている。すなわち、年中・年長の4、5歳児に障害事故が多く、0歳児、1歳児の低年齢児に死亡事故が多い。特に突然死は、近年継続して発生しており注意が必要である。

このような発生状況から、子どもの発達特性に合わせた健康・安全の配慮が必要なことがうかがえる。

（1）突然死への対応

平成21年度に発生した保育所での6件の突然死のうち、5件が睡眠中に起きている（事例66）。これらの園における突然死の発生で特に注目されることは、すべての事例で適切な心肺蘇生法が施されていたことである。ここ数年、保育所において突然死が起きている事実を真摯に受け止め、子どもの異変に対して適切な対応ができるよう、保育者は定期的に心肺蘇生法の研修を受け、それをマスターしておくことが大切である。

21死-66	保1歳・女	突 然 死
--------	-------	-------

<p>午睡中、睡眠状態を確認、異常に気がつき隣のクラスの保育士に声をかける。心臓マッサージを開始する。救急車を要請した。救急車が到着するまで心臓マッサージを続ける。</p>
--

突然死は、原因不明で予測困難であるが、以下の観察チェックリストを参考に、その園の子どもたちの状態に合わせた健康観察の体制を整えておきたいものである。

午睡中の観察チェックリスト

首のすわっていない乳児のうつぶせ寝はできるだけ避ける。

睡眠中も定期的に乳児の顔色、寝息、胸の上下の動きの呼吸状態を目でみて（視診）、体に触って確認する。

授乳後や風邪症状があるときは、こまめに観察する。

掛け物が顔にかかっていないか観察する。柔らかすぎる布団は避ける。

顔色が分かるよう室内が暗すぎないようにし、室温を適正に保つ。

体調が悪い子どもや預けたばかりの子どもは、こまめに健康状態を観察する。

（日本スポーツ振興センター『学校における突然死予防必携』（改訂版）参照）

(2) 溺死の予防 安全な水遊びの環境

事例68のように、一瞬の間に溺死は起きる。水遊びに対しては十分な保育者の人数配置が必要だけでなく、保育者の目が届かないことのないように連携をとりあう必要がある。

21死-68	保5歳・女	溺 死
--------	-------	-----

園児数十名と保育士4名が、小学校のプールを利用して水遊びをするために出かけた。11時ごろ大プールで元気に泳いで遊んでいる本児を確認した。その後、大プールの中にいた保育士がうつむいて水中に浮かんでいる本児を発見した。すぐ水から引き上げ、心臓マッサージを行い、AEDの指示に従い処置をした。

プールでの水遊びの安全チェックリスト

プール前に、子どもの健康状態を把握しておく。

園児の人員確認を行う（前・中・後） ・十分に休憩時間をとる。

プール環境を整える

- ・プールの水深の確認・水温の確認。 ・プールサイドが滑り易くないか。
- ・排水溝のふたが外れやタイルなどの破損はないかの安全管理を行う。

子どもへの事前の安全面や保健面の指導を行う。

- ・プールサイドを走らない。 ・排尿してから入り、水泳後シャワーで流す。

2. 障害の事例と予防

平成21年度の幼稚園・保育所における障害事故発生は、幼稚園8件、保育所16件であり、すべて保育中に発生していた。発生状況を月別にみると、図2のように2月の報告数が少ないものの、月別の発生に目立った差はみられない。図3は発生時間帯を示している。図3にみるように、昼食をはさんだ9時代と14時代に発生のピークがある。9時代は、自由遊びの時間帯に発生していた。また、14時代は、幼稚園では預かり保育や降園の準備中であり、保育園では午睡中または午睡から覚めた時間帯に発生していた。当然のことながら、子どもたちが活動したり移動したりする時間帯はとくに注意が必要である。保育者が一瞬目を離した際に、幼児の事故が発生しているケースがみられており、登園の時間帯や保護者の送迎、降園準備中、保育者が交代する時間帯は、予想される危険を想定して保育者同士で連携し、子どもの所在や安全に十分注意を払うことが対策として考えられる。

図2 平成21年度の幼稚園・保育所の月別の障害・死亡事故発生状況 (単位：N)

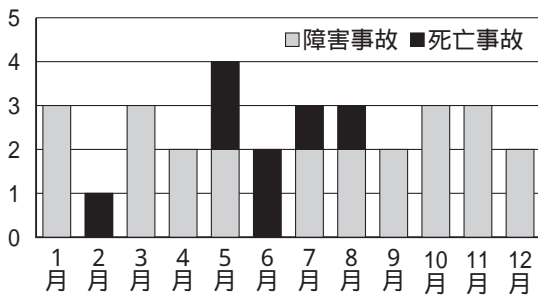
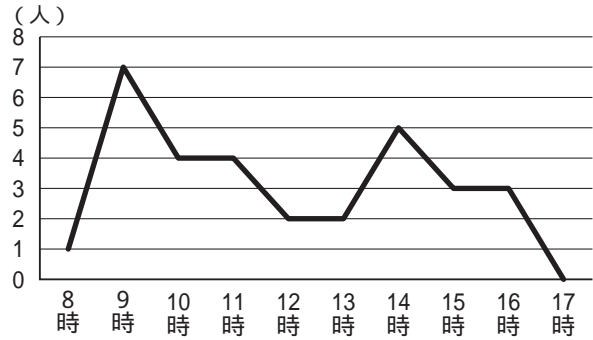


図3 平成21年度の発生の時間別の障害・死亡事故の発生状況 (単位：N)



次に、障害の発生場所をみると、幼稚園では、保育室4件、廊下2件、階段1件、園庭1件が発生し、保育所では、保育室11件、園庭5件の発生があった(表2)。このように日常生活を送る場所や移動箇所、活発に活動する場所でけがは発生している。このことから、環境の安全点検や安全対策の重要性が理解できる。また、子ども自身が安全な生活の送り方を身につけることができるように、守るべきルールや遊び方、遊具や用具の使い方、友達に乱暴しない、廊下を走らないなど発達に合わせた日常の安全教育が大切である。

表2 平成21年度における場合別・場所別にみた障害事故・死亡事故件数 (前年度比較単位：N)

		障害事故				死亡事故			
		幼稚園		保育所		幼稚園		保育所	
		平成21	前年度	平成21	前年度	平成21	前年度	平成21	前年度
場合	保育中	8	7	16	20		1	7	10
	通園中								1
場所	保育室	4		11	7			6	10
	遊戯室		1		1				
	体育・遊戯施設		1		2		1		
	廊下	2	1		2				
	階段	1			-				
	ベランダ		1		-				
	園庭	1	2	5	6				
	園外		1		2			1	1

(1) 「子どものやり取り(トラブル)」 「引っ搔かれる」けがの予防

表2は、事例のデータをもとに「子どもに障害が発生する直前の動作」と「発生原因」をまとめたものである。「直前の動作」で最も多いのが「子どもたちのやり取り(トラブル)」 「引っ搔かれる」というものである。そして次に多い「直前の動作」は、「転倒」「転落」「打つ」という原因によるけがである。

「友達とのやり取り(トラブル)」による事故は、突発的に友達に「引っ搔かれる」など避けがたい場面もみられる。子ども同士のトラブルは、成長過程において必要な経験であるという見方もあるが、傷跡が残るほどのけがは未然に防ぎたい。事例をみると、物の取り合いや自

分の気持ちが伝えられずに「引っ掻く」という行動をとっていた。このような子どもの突発的な行為にも、何らかの理由やその子どもなりの考えが作用しているケースもある。やはり、子どもの欲求や身体的な発達を捉えた上で、必要な時に必要な援助ができるよう、目や手の届く位置から見守ることが重要な対策といえる。

「友達とのやり取り（トラブル）」事故防止チェックリスト

幼児の人数に対して遊具・用具の数が足りているか。

遊具・用具の安全点検、安全管理をしているか。

用具を出すタイミングや配置はよいか。

死角はないか（低年齢児では、言葉より先に手が出たり、噛んだりする可能性があることを念頭に置き、必要な時に必要な援助ができるよう、目や手が届く位置に立っているか。）

安全保育・安全教育（言葉で気持ちを伝えることや友達との関わり方について）。

（２）「転倒」「転落」・「衝突」「打つ」けがの予防

子どもは頭が大きいという身体の特徴があるために、バランスを崩して「転倒」「転落」「打つ」という原因のけがを起こしやすい。このような事故は、危険物を除去し保育環境を整えることが事故防止の基本といえる。例えば、表２の事例「幼443」では、「転倒」して、タオル掛けのフックで目を打つというけがが起きている。フックなどの突起物の位置は、子どもの目線に立った安全点検が重要である。また、「テーブルの下で新聞紙を拾おうとして、テーブルの角にぶつて目尻に裂傷を負った（障442・幼稚園４歳男児）」という事例のように、幼児は一つのことに関心が向くと、周囲のことが目に入りにくいという行動特性がある。このため、事前に机や棚の角に緩衝材を講じておくことも有効である。施設の段差を減らすことはもとより、マットやロープ等が放置したままにならないよう整理整頓をしたり、床がぬれていたら拭くなどの転倒に備えた日ごろの安全への心配りが「転倒」事故を予防する。

一方、過去の報告もそうであったように、ガラスに「衝突」する事故は大きなけがに結びつきやすい。例えば、次のような事故が発生している。「登園してきてカバンを置き、部屋のベランダのガラスに突き進んでいき、ガラスを打ち破って慌てて手を引っ込めたときにガラスで左腕を約6cm切ってしまう（障463・保育所6歳男児）」。ガラスにひびがあると少しの衝撃でも破損しやすいため、普段からひびや割れたところはないか安全点検をすると共に、ガラスにシールを貼ってガラスの存在を知らせる工夫をすることも有効である。

また、階段を走っていて、滑って「転倒」した事例（表２・幼447）もあったことから、階段などに滑り止めを設置することはもちろん、子ども自身が安全な行動ができるよう日常の場面で階段や廊下を走らないなど安全のルールを繰り返し指導することが大切である。

一方、平素の保育者の指導により、遊具による事故の発生は減少傾向にあるが、固定遊具の

ロープに足が引っ掛かり落下する事故（保459）、ブランコをこいでいて後ろに転落する事故（保440）、ブランコを勢いよくこいでいたためにその反動で前向きに「転落」する事故（保456）が発生していた。事例（保440）の事故を防ぐには、幼児は握力が弱いため、ブランコの鎖をしっかりと握るよう指導することが大切である。また、事例（保456）のように、二人乗りのブランコで子ども同士が夢中になってブランコを激しくこくなど、周囲が見えなくなって事故が発生していることから、園に合わせた遊具遊びについて、事前に子どもたちと話し合うことも事故予防の一助となろう。下の遊具遊びの基本チェック項目を参考に、遊具ごとの遊び方や順番の待ち方、遊具を横切るときの注意について、どうしたらけがを防げるか、発達に応じて子どもたちと話し合うことが、自由に楽しめる遊具遊びの提供に結びつくと考える。＜遊具遊びの基本チェック項目＞ カバンやマフラー、ひもの付いた衣類など身に着けたまま遊んでいないか。 保育者は遊具全体を見渡す、遊びのスペースは十分か確認する。 ロープや縄跳びが放置されていないか確認する。 死角がないように見守りがなされているか。 年齢に合った遊具で遊んでいるか。

表3 幼稚園・保育所における障害発生の＜子どもの直前の動作＞と発生状況（平成21年度）

障・例	年齢	どうして	直前の動作	発生原因	傷病種別		
保456	4	リングブランコを大きく振った反動で前向きに落ち	転落		下肢醜状		
保440	3	ブランコから後ろに落ち			外貌醜状		
幼443	5	走っていて足を滑らせて転倒し(フックで)	転倒	打つ	眼球運動		
幼445	5	友だちと接触したはずみで転倒し					
幼447	6	走って階段を上っていて滑って転倒し					
幼442	4	新聞紙を拾おうとして(テーブルの角に気付かず)	拾おうとして				
保451	2	友達に抱きつこうとして嫌がられ	バランスを崩し	児を落とす	外貌醜状		
保460	5	ままごと用テーブルをひっくり返して乗っていて					
保457	4	ストーブの危険性を知らせるため保育者が本児を抱いていて					
保463	6	突き進みガラスを打ち破ってあわてて	手を引き	切った			
保451	2	イスから友だちに抱きつき、バランスを乱し床に落ち	転落	切る			
保455	4	走ってきた他児と衝突し	衝突	肘をついて倒れる	上肢変形		
幼444	5	友達とぶつかって	衝突	打つ	外貌醜状		
保459	4	固定遊具のロープに足が引っ掛かり落下	落下	腕を下に倒れる	上肢醜状		
保448	1	テーブル足の開閉部に指を入れ	指を入れ	挟んだ	手指欠損		
幼441	5	突然同じクラスの友達に顔を引っ掻かれ	友だちとのやりとり (トラブル)	引っ掻かれる	外貌醜状		
幼446	5	帰りの支度中友だちに引っ掻かれてしまった					
保449	1	友だちの玩具を強引に取るうとし					
保450	2	手洗いの順番を交代できず友だちに					
保452	3	遊びに本児が無理やり入ろうとして他児が腹を立て					
保453	3	段ボールに入ろうとして友だちに					
保454	4	本児の皿を貸す、貸さないで他児に					
保461	5	スクーターの取り合いで友達に					
保458	4	喘鳴があったので(保育士が)年少室で痰を吸引後				痰を吸引した。その後、顔色が悪くなった	精神神経

(3) 園におけるリスクマネジメント

これまでみてきたように、施設設備などの「物的な要因」だけでなく、人にかかわる「人的な要因」による事故の発生もみられている。そして、これらの要因が一つだけでなく、重なり合って起きている。また、下の事例のように「人的な要因」として保育者のほんのちょっとした保育行為から事故が発生していたが、事例448のように指を挟む危険のある「足を開く形の

テーブル」という「物的要因」も重なって生じるケースもある。

21障-448	保1歳・女	
足を開く形のテーブルを使用しており、園児が手伝いに来たので気をつけながら片方を開き、もう片方を開こうとした時、反対側に鉄会おうとやってきた本児が瞬間、開閉部分に指を入れてしまい、指を挟んでしまった。		
21障-457	保4歳・女	
ストーブの危険性を知らせるために本児を抱いてストーブ脇で話をしていたところ、バランスを崩してしまい、本児をストーブの上に落してしまった。右顎にやけどを負わせてしまった。		

事故の危険予知能力を高めるために、平素からヒヤリとしたことや、ハッとしたこと（ヒヤリ・ハット）を保育者間で話し合い、一人の事故を皆で共有することで安全意識を高めることが事故予防の「ソフト」面で求められることである。それが「ウツカリ」事故や「判断能力の不足」による事故の防止対策になると考えられる。なお、事例458は、保育士が痰の吸引をした後に子どもの様態が急変した例である。痰の吸引などの医療的ケアが必要な場合は、医師の指示のもと十分な研修を受けてなされているが、一人ひとりの疾病や障害の程度、健康状態を把握し、安全に十分配慮して支援に当たる必要がある。

21障-458	保4歳・女	
プール遊び（5分）の後、所庭でどろんこ遊びを行った後、保育士が足を洗い、沐浴室でシャワーをかけて体を拭いた。喘息があったので年少児室で痰の吸引を行った。その後、顔色が悪くなったことに気付き、抱きかかえて2歳児室に入った...		

3. 供花料支給対象の死亡事例と事故防止

供花料の支給は、「学校管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合」になされる。供花料を支給した死亡事故は、幼稚園における発生はみられなかったが、保育所で6件みられた。その内訳は下の表4のとおりである。保育中の誤飲事故は、乳幼児に多発しており注意が必要である。事例のように嚥下機能が発達途上にある乳幼児は、食べ物を口の中に入れていた状態での誤飲が少なくない。説明されている状況だけでは原因がつかめない事故もあるが、食事介助の時の子どもの姿勢（顎をつきあげず、顎を引いた状態）や口の中に食べ物が残っていないかの確認といった基本に立ち戻ることの大切さが再認識される。他方、屋根からの落雪事故による窒息死が1件あった。自然災害に備え、落雪への注意や園舎の屋根の防護などの対策を講じる必要がある。

また通園中の交通事故も減少しない事故の一つである。事故の予防には、園における安全教育はもとより、地域や家庭と一致協力した安全に関する一層の取り組みが求められる。

表4 供花料支給事故の発生状況 (単位N)

場合	年齢	内容	傷病名
保育中	1	食事介助後突然意識を失う	窒息死
	1	すべり台をしていてミニトマトを誤飲	誤飲・窒息死
	6	保育所の屋根からの落雪に巻き込まれ	窒息死
降園中	3	道路を横断中トラックに衝突	頭部打撲
	5	車に乗っていて車同士の正面衝突	全身打撲
	5	家族と信号待ちをしている所に車が突入	頭部外傷